

## 社会福祉法人清須市社会福祉協議会有料広告掲載事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人清須市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が自主財源の確保を目的として、本会の資産等を広告媒体として活用することに関して必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体の種類)

第2条 広告を掲載することができる広告媒体は、次に掲げる資産のうち、広告掲載が可能なものとする。

- (1) 本会が作成する印刷物（広報紙等）
- (2) 本会のホームページ
- (3) その他会長が認める資産等

(広告の掲載基準)

第3条 広告媒体に掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 本会の広報媒体としての公共性、中立性及び品位を損なう恐れのあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はその恐れのあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はその恐れのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人者等の名刺広告に当たるもの
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者の広告に当たるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適当でないと会長が認めるもの

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、掲載位置、掲載料及び掲載期間等の掲載に関し必要な事項は、その広告を掲載する事案ごとに、別に取扱要領を作成して定める。

(広告の募集方法)

第5条 広告の募集方法は、原則として公募とする。

2 広告の募集期間その他募集に関する事項は、別に定める。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を行おうとする民間企業、その他事業を営む団体又は個人（以下「事業者等」という。）は、別に定めた様式において必要書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第7条 前条の規定による申込みがあったときは、次の各号に掲げる内容を審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

- (1) 事業者等の事業又は営業が健全であること
  - (2) 広告の内容が第3条各号に該当しないこと
- 2 前項による審査の結果、その内容が適当であると認められるものが広告掲載の募集数を超えたときは、次の各号に掲げる順序により広告掲載の可否を決定する。
- (1) 公共団体、公益を目的とする事業を行う事業者等その他これらに類するものを行う広告

(2) 事業者等のうち市内に事務所又は住所を有する者が行う広告

(3) 前2号に掲げる広告以外の広告

(広告掲載料の納付)

第8条 前条第3項の規定による決定通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、会長が指定する期日までに広告掲載料を一括して納付しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第9条 納付された広告掲載料は原則還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由等により広告掲載ができないときは、その全部又は一部を還付することができる。

(広告主の責任等)

第10条 広告主は、掲載をする広告の内容、広告掲載により発生する負担、その他広告掲載に関して生じるすべての事項について、責任を負わなければならない。

2 広告主は、決定を受けた広告掲載の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告掲載の取消し)

第11条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告の内容が申込みのあった内容と著しく相違するとき

(2) 広告掲載料が指定期日までに納入されなかったとき

(3) 広告の原稿が指定期日までに提出されなかったとき

(4) 前各号に掲げるもののほか、会長が掲載を適当でないと認めたとき

第12条 会長は、広告を掲載した物品等の寄附の申し入れがあった場合は、その内容を審査し、当該物品等に掲載される広告が、第3条の掲載基準等を満たすと認めるときは、その寄附を受入れることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22月12月1日から施行する。